

日常を支える

# 上下水道のはなし

Vol.

05

発行：令和8年10月

瀬戸市役所水道課・下水道課

水道のはなし



令和7年度の水道事業会計の決算についてお伝えします

## 財政状況・給水状況について

### 純利益が4年連続赤字に…

経営目標で定めている、当期純利益から長期前受金戻入(※)を除いた純利益は、前年度より6,722万円減少し、4年連続で減少となりました。

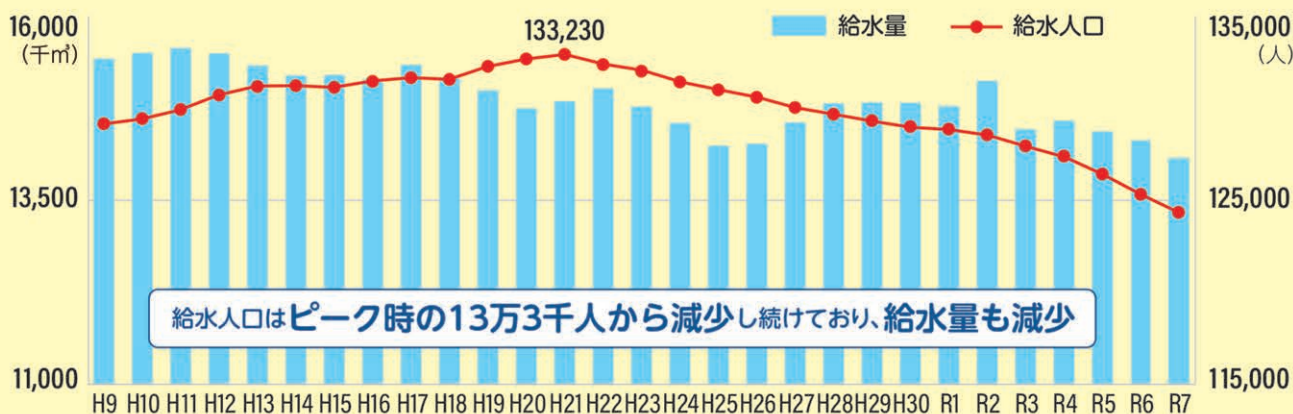
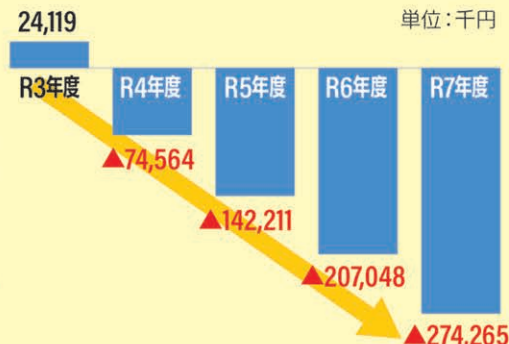
人口減少や節水機器の普及などに伴う水道需要の減少傾向は続いています。令和8年4月に料金改定を行ったことにより、これまでに比べ水道料金収入は増加する見込みです。

しかしながら、今後も物価高騰の影響が続くことや**施設の老朽化**による大規模な更新工事が予定されているため、厳しい経営状況が見込まれます。

(※)会計上は増えているが、現金収入を伴わない収益

純利益 (当期純利益－長期前受金戻入)

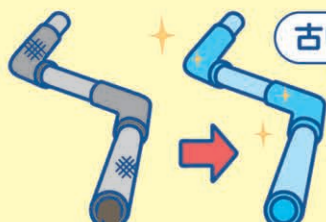
単位：千円



給水人口はピーク時の13万3千人から減少し続けており、給水量も減少



物価高騰



古い水道管の更新

水道事業の詳しい  
決算内容について  
はこちら▶▶▶



次ページには瀬戸市の水道施設について記載しています。

問い合わせ先：水道課経営係 ☎85-1178

# 瀬戸市の水道施設について

瀬戸市では2つの浄水場で作っている水(自己水)と愛知県から購入する水(県水)をみなさんにお届けしています。

こちらの瀬戸市新水道ビジョンではより詳しい内容が確認できます▶▶▶



**県水** 愛知県の浄水場で浄水処理された水を、3か所の配水場で受け取ってから配水しています。

**穴田配水場 県水**

給水開始/  
1号配水池：昭和48年  
(令和元年更新)  
2号配水池：平成元年  
一日平均配水量/17,486m<sup>3</sup>



経過年数  
**37年**

**菱野団地低区配水場 県水**

給水開始/  
1・2号配水池：昭和46年  
3号配水池：平成23年  
一日平均配水量/6,440m<sup>3</sup>



経過年数  
**55年**



経過年数  
**45年**

**南山口配水場 県水**

給水開始/昭和56年  
一日平均配水量/5,612m<sup>3</sup>

〈配水区域凡例〉

自己水  
蛇ヶ洞浄水場  
馬ヶ城浄水場

県水  
穴田配水場  
菱野団地低区配水場  
南山口配水場

**自己水** 市内の川から水をくみ、2か所の浄水場で浄水処理をしてから配水しています。

**蛇ヶ洞浄水場 自己水**

給水開始/昭和49年  
一日平均配水量/6,430m<sup>3</sup>  
浄化方法/急速ろ過



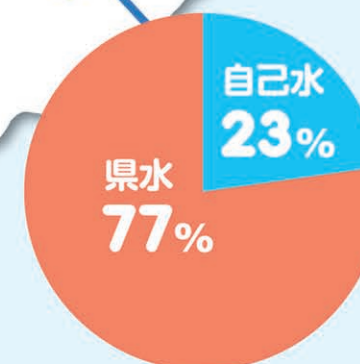
経過年数  
**52年**



**馬ヶ城浄水場 自己水**

給水開始/昭和8年  
一日平均配水量/2,447m<sup>3</sup>  
浄化方法/緩速ろ過

経過年数  
**93年**



自己水と県水の  
配水量の割合

いずれの水道施設も給水開始から長期間経過し、老朽化が進んでいるため、今後も定期的な修繕や更新工事等が必要となります。

また、自己水の2つの浄水場は、水質悪化や雨量減少に伴って十分な浄水処理ができないことがあることや、耐震性の不足の課題を抱えています。

これらの課題を解決するため、今後の自己水のあり方について、現在その検討を進めているところです。

※一日平均配水量、自己水と県水の配水量の割合については令和7年度の実績値です。

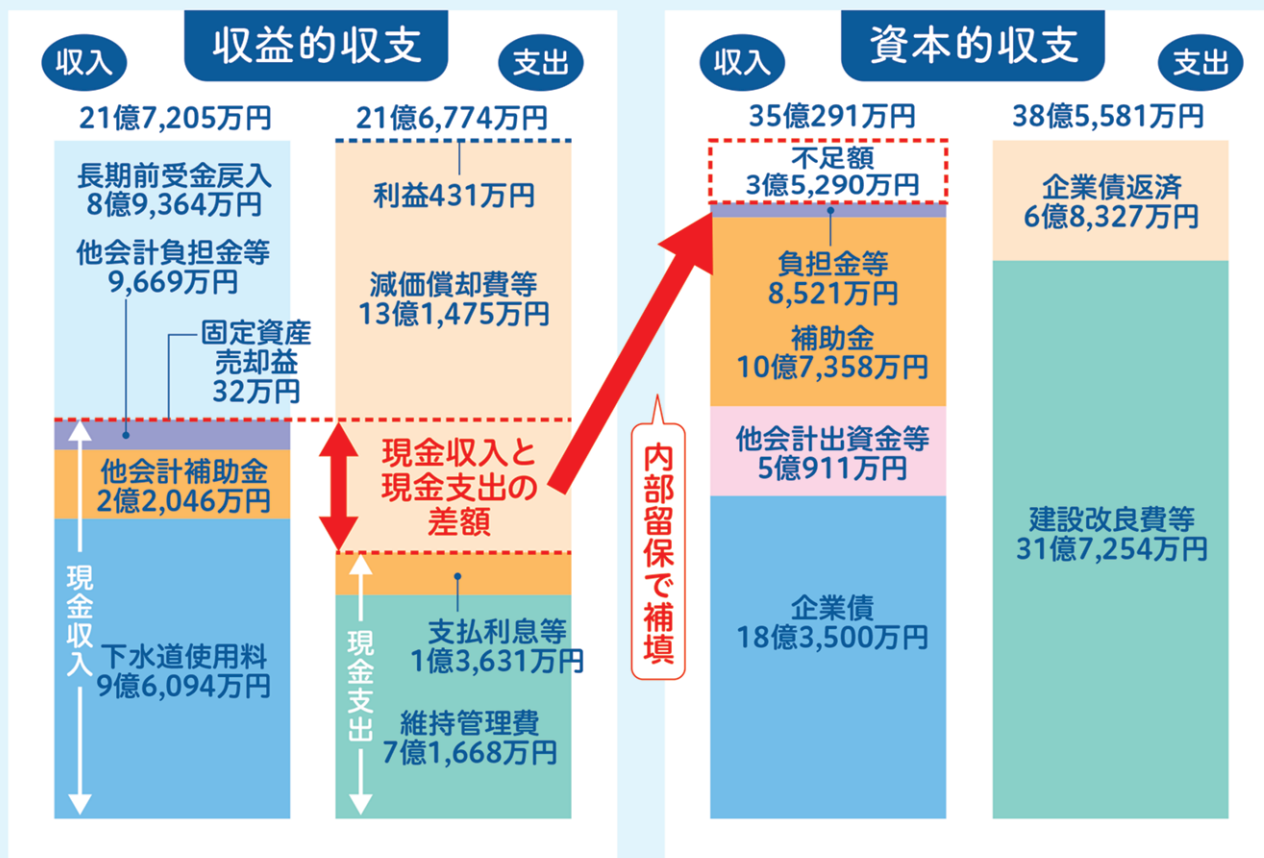
# 下水道のはなし

## 経営状況について

下水道事業の詳しい決算内容についてはこちら▶▶▶



### 令和7年度決算の概要



※各項目単位未満を四捨五入して表示しているため、合計などが一致しない場合があります。

令和6年度の下水道使用料改定に伴い、下水道使用料が前年度比34%増加しており、改定時に定めた目標である経費回収率80%を達成しています。

今後も安全で安定した下水道サービスを提供できるよう運営していきます。

## 下水道使用料について

家庭などからでた汚水（トイレ、台所、お風呂などから流される汚れた水）は、下水道管を通して浄化センターへ運ばれ、きれいな水となって川へ放流しています。瀬戸市では、西部浄化センターと水野浄化センターの2か所の施設で汚水を処理しています。みなさまからいただいた下水道使用料は、汚水を処理する費用や、下水道管の清掃、浄化センターの維持管理费用などに使われています。

下水道使用料は、水道の使用水量をもとに算出し、水道料金と合わせて2か月ごとに請求しています。

用途：一般用 1期（2か月）につき（税込）

| 基本使用料  | 従量使用料/m <sup>3</sup>  |        |
|--------|-----------------------|--------|
| 1,650円 | 1～8m <sup>3</sup>     | 22円    |
|        | 9～20m <sup>3</sup>    | 55円    |
|        | 21～40m <sup>3</sup>   | 121円   |
|        | 41～100m <sup>3</sup>  | 132円   |
|        | 101～200m <sup>3</sup> | 143円   |
|        | 201m <sup>3</sup> ～   | 148.5円 |

詳しい料金のご案内はこちら▶▶▶

